平成２３年（フ）第１２号
千葉県夷隅郡御宿町浜2163番地１
債務者　神定　直樹
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
千葉県茂原市東郷947番地11　ハイム武藤101
債務者　梅原　丈雅
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
千葉県茂原市押日452番地１
債務者　高澤　誠一
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
愛知県岡崎市羽根町字陣場188番地　市営大池荘302
債務者　加藤　　誠
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
滋賀県長浜市四ツ塚町170番地１　８号室
債務者　寺岡玉枝こと　姜　　玉枝
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
愛知県豊橋市忠興２丁目９番地の23
債務者　遠田　勲子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９２号
愛知県豊川市平尾町下藤井18番地の１　平尾住宅１棟406号
債務者　高村　　功
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０１号
愛知県豊橋市植田町字西山田14番地１　２―703
債務者　細谷　由美
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５７号
愛知県高浜市湯山町５丁目16番地１　コスモガーデン102号、旧住所北海道雨竜郡北竜町字岩村27番地の７
債務者　北出　量裕
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３７号
横浜市西区戸部本町51番25―Ｄ907号
債務者　大塚　秀義
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
石川県羽咋郡志賀町尊保２の146番地
債務者　喜佐　太希
１　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２３１９号
大阪府吹田市内本町３丁目37番20―201号
債務者　山下　陽子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３号
東京都八王子市横川町528番地メゾンド・ソワサントＢ202号
債務者　池田　友美（旧姓沼尾・薦田・青木）
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５３号
横浜市泉区和泉町1500番地
債務者　平良　　正
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１３号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅４棟304号
債務者　竹下　浩美
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４３号
横浜市港北区大曽根台35番15号　リバーサイド吉原１―101
債務者　林　　美枝
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部